

吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和 に関する条例

(概要)

1 条例制定の経緯・目的

自然環境、景観等と調和のとれた太陽光発電事業について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって町民の生活環境の保全に寄与することを目的としています。

2 条例の主な内容

(1) 言葉の定義

・太陽光発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）であって、同条第3項第1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。

・事業者

太陽光発電設備を設置し、当該太陽光発電設備を利用して発電を行う事業（木竹の伐採、盛土、切土、埋土等の造成工事を含む。以下これらを「事業」という。）を計画し、これを実施する者をいう。

・事業区域

事業を行う土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。

・土地所有者等

事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

・工事施行者

事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。

・近隣住民

事業区域の境界から50メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を

所有する者をいう。

- ・ 該当自治会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体で、事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む自治会をいう。

(2) 各主体の責務

- ・ 町

自然環境、景観等と太陽光発電設備の設置との調和が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 町民

基本理念にのっとり、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

- ・ 土地所有者等

事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

- ・ 事業者

関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう十分配慮し、並びに近隣住民及び該当自治会との良好な関係を保たなければならない。

(3) 対象事業の範囲

対象とするのは、太陽光発電事業のうち、保全地区内において行おうとするもの及び事業区域の面積が500平方メートルを超えるものになります。なお、以下の場合は、対象としません。

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置する事業
- ・ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号の規定に基づく環境施設として太陽光発電施設を設置する事業

保全地区の範囲は、次のとおりです。

- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項の規定により定めた同項第1号の地区計画のうち、良好な商業集積地形成を目指す区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

- ・次に掲げる地区のいずれかに該当するものとして町長が指定する区域
河川、森林等の所在する自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められる区域
土砂崩れ、溢水等の災害のおそれのある地区のうち、特に災害の危険性が高く、木竹の伐採、盛土、切土等の造成行為を制限する必要があると認められる区域

(4) 手続き

ア 事前協議

事業者は、町に対して事業計画に係わる事前協議書を提出します。それに基づき、関係各課との事前相談、事前調査が行われます。

イ 住民等への説明

事前協議終了後、事業者は近隣住民等に対して説明会を開きます。

近隣住民等は、その事業に対する意見書を事業者に提出することができ、事業者はその意見書に対して見解書の提出、住民協議を行うこととなります。

ウ 許可申請

近隣住民等説明会の後、事業者は町へ事業計画の許可申請書を提出します。町は土地開発事業審議会に諮問した上で、許可・不許可を決定します。許可基準は以下のとおりです。

- ・事業区域の周辺地域における自然環境を害するおそれがないこと
- ・周辺地域の景観を阻害するおそれがないこと
- ・周辺地域において、土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこと
- ・事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が各種法令及び規則で定める基準に適合していること
- ・排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること
- ・地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則で定める基準に適合していること
- ・周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこと
- ・太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていること
- ・設置する太陽光発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他関係法令の基準

に適合していること

- ・町の総合計画その他将来計画に適合したものであること

許可を受けた事業者は、事業計画の許可申請書及び添付書類の写しを保存し、近隣住民その他事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。

エ 着手

事業に着手する際は、事業者は町へ着手届出書を提出します。

オ 設置の完了届

事業者は、設置完了後に太陽光発電設備設置の完了届出書を提出します。

完了届出書の提出を受けたら、町は許可内容に適合していることを検査します。許可内容に適合するときは、その結果を許可事業者に通知します。許可内容に適合しないと認めるときは、許可事業者に対し、相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他必要な措置を命じます。

カ 廃止の届出書

事業者は、事業を廃止する際は届出書を提出します。

キ 廃止の完了届

事業者は、事業の廃止が完了した際は、廃止の完了届を提出します。

(5) 手数料

- ・事業の許可を受けようとする者 1件につき3万円
- ・事業の変更の許可を受けようとする者 1件につき2万円

(6) 違反事実の公表

事業者が措置命令に違反し、町が許可を取り消した場合は、次に掲げる事項を公表することができます。

- ・当該命令又は許可の取消しを受けた者の氏名及び住所
- ・当該命令又は許可の取消しの内容

事業者がこの条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるときは、町長は次に掲げる事項を公表することができます。

- ・当該事業者の氏名及び住所
- ・当該事業者が行った不正行為の内容

(7) その他

本条例の施行に伴い、太陽光発電設備の設置に係る工事を開始している者等についての経過措置を条例の附則に定めます。